

J R 姫新線維持・利用促進ワーキングチーム 設置要綱

(設置)

第1条 J R ローカル線の利用促進策の検討にあたり、各地域特有の事情等を踏まえた検討を行うため、J R ローカル線維持・利用促進協議会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、「J R 姫新線維持・利用促進ワーキングチーム」(以下、「W T」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 W T は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) J R 姫新線(播磨新宮～上月)の利用促進策の検討、取組状況の把握
- (2) 前号に掲げるもののほか、J R 姫新線(播磨新宮～上月)の維持・活性化に関し必要な事項

(組織)

第3条 W T は、別表に定める委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和9年3月31日までとする。

(事務局)

第4条 W T の事務局は、西播磨県民局総務企画室において処理する。

(会議)

第5条 W T の会議(以下、「会議」という。)は、事務局が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 事務局が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第6条 第3条第1項に定める委員のうち有識者委員及び第5条第3項に定める者(有識者に限る。)が、会議及び会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第7条 第3条第1項に定める委員のうち有識者委員及び第5条第3項に定める者(ただし、有識者に限る。)が、会議及び会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により、旅費を支給する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 28 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 3 条関係）

J R 姫新線維持・利用促進ワーキングチーム 委員名簿

区 分		氏 名	所 属・役 職
沿 線 市 町		杉本 典彦	たつの市企画財政部企画政策課長
		大下 順世	佐用町企画防災課長
J R 西日本		堤内 裕	兵庫支社課長
交通事業者		藤本 直人	株式会社ウイング神姫業務部業務課 次長
観光事業者		矢部 卓也	神姫観光株式会社 常務取締役
商工関連団体		山村 智子	龍野商工会議所事務局長
		栗岡 雅司	たつの市商工会事務局長
		飯田 聡	佐用町商工会事務局長
有識者	社会活動家	石井 靖敏	しんぐうNext会長
		谷口 悠一	コバコ株式会社代表取締役
		畑本 康介	株式会社緑葉社代表取締役

兵 庫 県	近藤 康	中播磨県民センター県民躍動室長
	岡本 和久	西播磨県民局副局長

(オブザーバー)

姫 路 市	高井 貴雄	都市局交通計画部地域公共交通課長
岡 山 県	丸山 裕介	美作県民局地域政策部地域づくり推進課主任

第6条にて定める委員の謝金

「ＪＲ姫新線維持・利用促進ワーキングチーム」は、ＪＲ姫新線の維持・活性化に係る利用促進策等を検討するにあたり、幅広い専門的知見を有する有識者による指導・助言を得るための協議会であることから、有識者委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、有識者委員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
有識者委員 (第5条第3項に定める者を含む)	日額 13,000円